

## 令和4年度第2回習志野市障がい者地域共生協議会全体会 議事録

1. 開催日時 令和4年10月28日(金)午後1時30分～3時44分

2. 開催場所 市庁舎3階大会議室ABC

### 3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 施設長 松尾 公平

【副会長】 八千代地域生活支援センター 施設長 福田 弘子

#### 【委員】

らいふあつぷ習志野 社会福祉士・精神保健福祉士 田中 達也(松尾 圭氏 代理出席)

障がい福祉課 主幹 北田 順一

ひまわり発達相談センター 主任主事 張替 優子

高齢者支援課 主幹 岡澤 早苗

習志野市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援係 係長 河道 清人

習志野障がい者ネットワーク 理事 喜田 敬子

鷺沼・鷺沼台地区 民生委員児童委員協議会 障がい者(児)部会 部会長 多田 皓彦

あじさい療育支援センター 主査 中神 茂樹

花の実園 相談支援専門員 畠山 潤

健康支援課 主査 田嶋 越子

千葉県立船橋夏見特別支援学校 教諭(進路指導主事) 樋口 祐己

千葉県千葉リハビリテーションセンター 医療的ケア児等コーディネーター 景山 朋子

子育て支援課 主事 小早川 智恵

総合教育センター 指導主事 高橋 大悟

まめの木 管理者 森田 美恵子

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

習志野市立屋敷小学校 教諭 関 陽介

千葉県立船橋特別支援学校 教諭 村田 光代

千葉県立習志野特別支援学校 教諭 荻野 智美

NPO 法人 希望の虹 理事長 豊嶋 美枝子

みもみのいしいさん家 介護支援専門員/介護福祉士/幼稚園教諭 半田 智子

ぶろっさむ 管理者 武井 剛

アシザワ・ファインテック(株) 人事総務課専任部長 吉田 茂

産業振興課 係長 吉野 広美

地域活動支援センター もくせい舎 センター長 内山 澄子

ゆいまーる習志野 グループホーム サービス管理責任者 星 眞木子

ほしかわクリニックデイケア 精神保健福祉士 米山 馨

習志野市立東部デイサービスセンター 介護福祉士 吉田 美由紀

#### 【オブザーバー】

習志野市基幹相談支援センター りん 積田 博

#### 【事務局】

健康福祉部障がい福祉課 課長 奥山 昭子

健康福祉部障がい福祉課 係長 藤代 薫

健康福祉部障がい福祉課 主査 金坂 みのり

健康福祉部障がい福祉課 副主査 加藤 恵

健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 幹太郎

健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 恵理

#### 【傍聴者】

1人

## 4. 議題

第1 会議録の作成

第2 会議録署名委員

第3 報告

(1)各部会より会議報告及び協議について

(2)重症心身障がい児者・医療的ケア児者に関する取り組みについて

(3)習志野版 障がいのある人の生活を支える体制～ならとも拠点システム～  
(習志野市地域生活支援拠点等)について

(4)第5期習志野市障がい者基本計画策定について

第4 その他

(1)提言書について

(2)習志野市障がい者スポーツ大会の開催について

## 5. 会議資料

資料1 席次表

資料2 地域生活支援部会の取り組み報告

資料3 習志野版 障がいのある人の生活を支える体制～ならとも拠点システム～  
(習志野市地域生活支援拠点等)

資料4 障がい者基本計画の概要について

資料5 令和2年3月提言書

- ・ならたく vol.26 令和4年7月号
- ・ならたく vol.27 令和4年11月号
- ・令和4年度 習志野市障がい者スポーツ大会
- ・住むことへの困りごと、支援、あれこれ ～居住支援協議会とは？～
- ・交通安全推進隊ボランティア募集
- ・クリアファイル「図で知るいろいろ 障がい者マーク」
- ・千葉県医療的ケア児等支援センター ぽらりす
- ・令和6年度(2024年度)新入生対象 特別な支援を希望される方向け小学校入学説明会(一部調整中 事前告知)

## 6. 議事内容

開会前

配布資料の確認

【高橋委員】

「一部調整中 事前告知」と記載されている水色のチラシを配布させていただいた。令和6年度小学校へ入学する特別な支援を必要とされる方向けの入学説明会の案内である。令和4年12月22日にプラッツ習志野で説明会を行う予定である。関係機関の方々にも、本市の教育(就学)の現状を知っていただきたいため、説明会参加対象者を定めない形で実施を検討している。

また、匿名で申し込みできるよう、ちば電子申請サービスに登録するようになっているが、わからない場合は、総合教育センターへ連絡し、申し込むことも可能である。11月広報習志野にも掲載予定である。周知等していただけたらと思う。

開会

## 習志野市障がい者地域共生協議会

### 【松尾会長】

それでは、ただ今より、令和4年度 習志野市障がい者地域共生協議会 第2回全体会を開会する。

本会議は、規定により会長及び過半数の委員の出席が成立要件となっているが、ただ今の出席委員は29名である。よって、本会議は成立した。なお、田中委員の代理として、らいふあっぷ習志野の松尾圭様が出席している。また、高橋委員が所用のため、途中退席する。

本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとなるが、それでよろしいか。

～異議なし～

それではそのようにさせていただきます。

なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

また、傍聴者については、定員に達するまでの間は、随時、傍聴希望者の入室があるので、承知おきいただきたい。

## 第1 会議録の作成

### 【松尾会長】

それでは、習志野市障がい者地域共生協議会の日程第1 会議録の作成についてお諮りする。

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えるが、これに異議あるか。

～異議なし～

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

## 第2 会議録署名委員について

### 【松尾会長】

続いて、日程第2 会議録署名委員の指名についてお諮りする。議事録署名人については、令和2年度第2回全体会で、会議録署名人は運営会議委員が輪番制で務める

ことで、決定している。よって、本日の協議会の署名人は、松井委員と北田委員を指名させていただきたいと思うが、異議あるか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって、会議録署名人に、松井委員と北田委員を指名させていただく。

### 第3 報告

(1)各部会より会議報告及び協議について

【松尾会長】

相談支援部会より願います。

【福田副会長】

相談支援部会は毎月開催しており、7月13日には計画相談事業所、グループホーム事業所との情報交換会を開催した。習志野市内にグループホームが増えており、7事業所からの回答で定員が144名となっている。定員144名のうち7割程が入所中である。市内のグループホームは介護サービス包括型であり、重度障がいの方などを対象とした日中サービス支援型はない。入所者の内、市内在住者が約4割であり、市内在住の入所者が少ないという事が今回の情報交換会でわかったことである。利用者のニーズを事業所へ提供できる仕掛けについても課題である。また、計画相談事業所の相談支援専門員が疲弊しない体制づくりについても検討していけたらと思う。

12月に地域生活支援部会と合同で、医療的ケア児者の生活支援について、計画相談事業所との意見交換会を開催予定である。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

児童部会の報告を願います。

【松井委員】

児童部会は毎月開催しており、検討事項は3つである。

一つ目は、提言として提出予定の移動支援事業を増やす取り組みについてである。現在、移動支援を行っている事業所向けにアンケートを配布し集計を行った。26事業所へ配布し、15事業所から回答があった。内容として、利用者は20代が多く、余暇支援のため利用したいという声があった。また、事業所側からの要望として、移動支援事

業の報酬単価の増額を望む声が見られた。このような内容から、移動支援事業所を増やす取り組みとして、報酬単価の増額、資格取得費用の補助、ガイドヘルパーの認可を提言に盛り込みたいと考えている。

二つ目は、セルフプランの保護者を孤立させないための取り組みについてである。保護者同士のネットワークや、ひまわり発達相談センターの巡回訪問があり、児童の福祉サービスについては情報が周知されてきている。ただ、話の中で教育とのネットワークに上手く繋がっていないことがわかった。放課後等デイサービス事業所が市内のどこにあるのか、サービスの内容にはどのようなものがあるのか等、教職員の方々へ福祉サービスの情報が行き届いていないので、障害児通所事業所インフォメーションに掲載する事業所を増やす事や、マップに事業所の場所を記載する、アクセスしやすいようQRコードを記載するなど、改善点としての要望を運営会議で報告した。

三つ目は、保育所等訪問支援事業についてである。学校の先生方も事業の存在を知らず、相談支援事業との違いが周知されていないことがわかった。教育機関との連携がスムーズに行えるよう、保育所等訪問支援事業を実施している事業所に向けての手引きや、報告書のフォーマットを準備すること、学校側への丁寧な説明を行うことなど検討している。

7月には、ひまわり発達相談センターの取り組みについて話を伺った。また、ライフサポートファイルの活用については、今後も検討していく。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

【内山委員】

移動支援事業所について、ガイドヘルパーが認められていないため広がらないという事について、詳しく説明いただきたい。

【松井委員】

移動支援事業を行うにあたり、ヘルパーの資格(初任者研修)が必要であるが、研修受講に約6万円程費用がかかり、その費用を事業所が負担するのは難しい。また、資格取得のために1ヶ月程期間もかかるが、ガイドヘルパーの場合は2日程度で資格取得できるところがあり、費用も1万5千円程というメリットがある。今は、移動支援を提供する絶対量が足りないため、事業所としてもメリットのあるガイドヘルパーの認可について提案したいと考えている。

【内山委員】

ガイドヘルパーの方が資格を取りやすく養成しやすいということ、市町村で決めることのできる地域生活支援事業に位置付けられているという点で提案しているということの良いか。

【松井委員】

そうである。

【松尾会長】

地域生活支援部会の報告をお願いします。

【畠山委員】

部会は今年度7回開催している。今年度の活動目標は、5つである。

一つ目の、ならとも避難プランの検討・作成については、2名実施した。本人や御家族が避難場所として希望している施設へ説明に伺った。また、9月11日の総合防災訓練にも参加いただいた。

二つ目の医療分野との協議の場については、10月13日に実施した。医療関係者や医療的ケア児の保護者に参加いただき、それぞれの立場から現状等について話を伺った。

三つ目の日中活動の場や共生型サービスの検討については、6月2日に介護保険事業所の集まりに参加し、共生型サービスの説明を行った。その際にアンケートを実施し、共生型について検討いただける介護保険事業所を対象に、9月14日に勉強会を実施した。勉強会には、千葉県健康福祉部障害福祉事業課の方も参加し、共生型サービスを始めるにあたっての説明と、現在共生型サービスを行っている事業所から現状について話を伺った。

四つ目は、福祉ゾーンについての検討、5つ目は新規の重症心身障がい児者・医療的ケア児者の実態調査や日常生活用具の検討である。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

就労支援部会の報告をお願いします。

【武井委員】

部会は月1回開催している。今年度の活動目標は4つあり、一つ目は情報発信・地域交流である。二つ目は、雇用の場へのアプローチ、三つ目は福祉的就労の場における

課題の検討やアプローチ、四つ目は提言の検討である。

一つ目の情報発信・地域交流は、本日配布した「ならたく」の定期発行を中心に行っている。7月号は「新規障がい者雇用～2人目を迎えて～」、11月号は就労系障害福祉サービスの4事業を実施している市内事業所へ取材を行った。発行した「ならたく」は商工会議所の会員や町内の回覧板を通じて市民の方へ配布等していたが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の回覧板を通しての配布が行えないため、発行部数を減らしている。

二つ目の雇用の場における課題の検討については、6月に習志野商工会議所の役員総会があり、その場に参加させていただき、障がい者の職場体験実習の受け入れについてお願いしてきた。その際アンケートを実施し、11枚回収している。アンケートでは、実習の受け入れが可能か質問させていただき、未定が8件、不可が3件であったが、興味を示してくださり、実習という形ではないが校内実習用の仕事を提供していただいた事業所があり、特別支援学校との繋がりができたケースがあった。

三つ目の福祉的就労の場における課題の検討やアプローチは、障害者就労支援施設等への物品等の発注(優先調達)について、前年度の市の実績と今年度の方針について確認した。過去5年間の市での発注実績は横ばいだが、就労系支援施設は2倍程に増加しているため、市の仕事の切り出し方などを検討することで発注件数が増えるのではないかと考えているため今後も協議していく。

また、9月に就労系福祉サービス事業所意見交換会を開催した。市内14事業所と八千代特別支援学校の先生がゲストで参加した。年度内にもう一回開催したいと考えている。

四つ目の提言については、再来年度に障害者雇用促進法や障害者総合支援法の法改正により大幅な見直しが検討されている。その辺りの変化も踏まえながら、提言を検討していけたらと考えている。

#### 【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

社会資源開発・改善部会の報告をお願いします。

#### 【内山委員】

本日配布させていただいた、交通安全推進隊ボランティア募集のチラシをご覧ください。裏面には、社会福祉協議会発行のふくし習志野1月1日号を掲載している。特

別支援学校のバス停について、ボランティアの方に立っていただいているところがあるが、大久保団地前のバス停に立っていただけるボランティアを募集している。昨日、市民カレッジにおいてもチラシを配布した。

また、習志野特別支援学校に学校運営協議会ができるようで、スクールガードとして活動している地域共生協議会に参画いただけないかという話をいただいた。

二つ目は、研修会「住むことへの困りごと、支援、あれこれ ～居住支援協議会とは？～」についてである。障がいのある人の住むアパートを探す中で、緊急連絡先がないために部屋を借りられないという事がある。住まいの確保に困っている人は、障がい者だけではなく、「住宅セーフティネット法」で住宅確保要配慮者とは、「低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者、外国人等」とされている。現在、部会で勉強をしており、住宅課職員に参加いただき「習志野市住生活基本計画」について説明いただいたりした。

今回の研修は、障がい者と高齢者を対象とした内容にしている。高齢者支援課や住宅課にも参加いただき、現状を知っていただけたらと考えている。

三つ目は入浴難民についてである。入浴希望の声があるが、事業所が対応しきれない現状があるということから検討が始まった。精神障がいや知的障がいの人など、障がいのある方は週3日程しか入浴できていないことについて、今後も検討していく。

提言書については、今までの活動内容の他に、障がい者に合う福祉ゾーン整備について提出したいと考えている。

#### 【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

#### (2)重症心身障がい児者・医療的ケア児者に関する取り組みについて

#### 【松尾会長】

重症心身障がい児者・医療的ケア児者に関する取り組みについて、地域生活支援部会の景山委員より願います。

#### 【景山委員】

地域生活支援部会の3年間の活動について報告させていただく。(資料2)

(医療的ケア児を取り巻く法制度の動向)

・医学の進歩により救命率が上がり、少子化の中でも医療的ケア児は増加している。

- ・NICUが満床のため、自宅に帰され在宅に移っている現状がある。
- ・平成28年に児童福祉法が改正となり、医療的ケア児について明記された。
- ・令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児法)が施行された。医療的なケアが必要な子ども保育園や学校に通い、その保護者が仕事を辞めなくても良いような社会を目指していくという内容となっている。
- ・令和2年度に千葉県から千葉リハビリテーションセンターが千葉県医療的ケア児等地域支援体制整備事業の委託を受け、習志野市、香取広域(香取市、東庄町、神崎町)、成田市がモデル地域として選定された。
- ・令和2年度に実施した重症心身障がい児者・医療的ケア児者実態調査では、令和元年度に起きた台風15号の被害があった翌年ということもあり、調査項目に「大規模災害時に必要な配慮や不安なこと」を含めて行うことができた。
- ・実態調査の回答には、大規模災害時への不安や社会資源の創設、医療体制の構築という意見が見られた。
- ・ならとも避難プランの策定を提案
- ・災害支援の取り組みについて、習志野市が取材を受け、NHKで放送された。(番組の映像を放映)
- ・総合防災訓練に、医療的ケアの必要な方(1名)とその御家族に参加いただいた。また、災害時などの電源確保について等、市長及び危機管理監の巡回の際に要望を伝えることができた。
- ・日常生活用具の検討(蓄電池など)
- ・介護保険事業所を活用した社会資源の創出についての取り組みとして、令和4年6月2日(木)に習志野市介護保険事業所連絡協議会へ参加し、重症心身障害児者・医療的ケア児者が市内で利用できる施設が必要であること、共生型サービスについて説明を行った。
- ・令和4年9月14日(水)に共生型サービス勉強会を開催し、千葉県障害福祉事業課や共生型サービスを開始している事業所から説明をしていただいた。
- ・令和4年10月13日(木)に医療的ケア児支援のための協議の場を開催した。重症心身障害児者・医療的ケア児者が受診できる市内医療機関との関係づくりを目指し、市内外の医療機関が参加し、意見交換等を行った。

#### 【松尾会長】

これまでの取り組みと、これからの課題について話していただいた。

何か質問や意見はあるか。

【内山委員】

ならとも避難プランを2名作成したとのことだが、避難先が福祉避難所ではなくても、妨げないということによいか。

【景山委員】

今回ならとも避難プランを作成した2件については、施設側が被災しておらず、受け入れ可能ということであれば、協力いただけるようになった。1件でも多く個別避難プランを作成できるよう、施設へ説明に行き、個別避難計画を作成できるようにしたい。

【武井委員】

福祉ゾーンの再整備など、今後新たに建物を建築する場合、ダイレクト避難や重症心身障がい児者・医療的ケア児者が日中過ごせる場所、入浴サービスなどの検討ができると良い。

【松尾会長】

蓄電池や電気自動車などを保有している事業所はあるので、どのような設備や広さがあれば「ならとも避難プラン」に協力できるのかがわかる資料などを、情報提供いただけたらと思う。

(3)習志野版 障がいのある人の生活を支える体制～ならとも拠点システム～（習志野市地域生活支援拠点等）について

【松尾会長】

事務局より報告をお願いする。

【事務局】

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化、高齢化、親亡き後を見据えて、相談、体験機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりについて、各機関が分担して役割を担い、障がいのある人の生活を地域全体で支えようというシステムである。習志野市では、面的整備で体制を整える。

資料3をご覧いただきたい。名称については、「ならとも拠点システム(習志野市地域生活支援拠点等)」で説明していたが、市民の方たちへも広くわかりやすくするために、「習志野版 障がいのある人の生活を支える体制～ならとも拠点システム～（習志野市地域生活支援拠点等）」とした。

第6期習志野市障がい福祉計画において、令和5年度までの整備を計画していること、重層的な相談体制の確保として令和3年度に基幹相談支援センターを設置したこと、緊

急時対応の確保として令和元年度に「グループホームふれ愛」の短期入所事業や、令和3年度の「もくせい園」、「やまぶき園」での緊急時の預かり強化ができたことから、令和5年度の開始を目指している。また、開始に向けた取り組みと今後の予定について、表に記載させていただいた。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

地域生活支援拠点は、習志野市でスタートする方向だが、まだ全国的に浸透していない部分もあるかと思う。ならとも拠点システムは、各事業所に登録していただかないと成立しないシステムである。まずは興味を持ってもらい、わからない事は市へ確認し、しっかりと御理解いただいた上で登録していただく必要がある。

【内山委員】

運営会議で協議している内容を伝えていただけないか。

【奥山課長】

運営会議の中で、当課としては、地域生活支援拠点の5つの機能が整ったためシステムを開始させていただきたいという説明をしたが、専門的な人材の育成についてまだ不十分ではないかという御意見をいただいた。専門的な人材の確保・養成の機能を担う機関は、基幹相談支援センター「りん」と、地域共生協議会である。

今年度、基幹相談支援センターが実施している研修として、権利擁護と虐待防止がある。また、相談支援専門員の交流会なども行い、情報共有等している。そのため、専門的な人材の養成に向けた取り組みをしていると認識している。

専門性を高める取り組みについては、研修の他、事業所同士の情報交換会なども担っていると捉えている。

来年度は、基幹相談支援センター主催の研修の他に、障がい福祉課や地域共生協議会で事業所を対象とした研修を実施できないか検討している。

緊急時の対応については、地域共生協議会で年1回検証する機会を設け、御意見を踏まえて充実させていけたらと考えているので、今後ともよろしく願いたい。

【景山委員】

重症心身障がい児者・医療的ケア児者については、手引きに記載されている施設では緊急時の受け入れはできない。看護師がいないと受け入れできない方たちのために、今後、どのようにしていくのか、わかるようにしていただきたい。

【奥山課長】

医療的ケア児者についての課題は、今後とも取り組んで参りたいと思っている。

【松尾会長】

事業所の登録には、法人の定款等変更が必要となるため、説明会等確認いただき、準備を進めていただきたい。

(4) 第5期習志野市障がい者基本計画策定について

【松尾会長】

事務局より報告をお願いします。

【事務局】

資料4をご覧ください。

1. 習志野市障がい者基本計画

障害者基本法第11条第3項の規程に基づく市町村障害者計画で策定が義務付けられており、本市の基本構想及び基本計画やその他の個別計画との調和を図りながら策定する。

2. 概念図

本市のまちづくりの基本理念である文教住宅都市憲章を頂点とし、次に基本構想・基本計画、そして障がい者基本計画等個別の計画から構成されている。基本計画の他に、障がいに関わる計画として、障がい福祉計画(障害者総合支援法第88条)と障がい児福祉計画(児童福祉法第33条の20)を定めている。障がい福祉計画では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び必要な量の見込み等を定め、また、障がい児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標及び必要な量の見込み等を定めている。

3. 計画の期間

資料4の表参照

4. 評価

毎年度、取り組みごとに担当所属において評価をし、次年度以降の事業内容検討のための資料として活用する。また、重点課題ごとの数値目標は、計画期間終了までに再度アンケート調査を実施し、目標の達成度について評価、分析を行う。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、基本方針に基づき、進行管理と評価を行う。

5. 第5期習志野市障がい者基本計画策定スケジュール

令和6年度からの計画の策定に向け、令和4年度及び令和5年度のスケジュールを記載(資料4参照)

#### 第4 その他

##### (1) 提言書について

###### 【松尾会長】

資料5で、令和2年3月の提言書が配布されている。今年度は、地域共生協議会の任期最終年度であるため、令和5年3月の提出に向け、各部会で提言書のまとめをお願いする。

##### (2) 習志野市障がい者スポーツ大会の開催について

###### 【松尾会長】

事務局より報告をお願いする。

###### 【事務局】

・習志野市スポーツ振興協会と共催で、習志野市障がい者スポーツ大会を開催する。

日時：令和4年11月5日（土）

場所：東部体育館

種目：ボッチャ

・次回、第3回全体会は、令和5年1月30日（月）サンロード6階大会議室で、午後1時30分より開催する。

#### 閉会

###### 【松尾会長】

本日の日程は、以上となる。

以上で、令和4年度第2回習志野市地域共生協議会全体会を閉会する。